

緊急通報装置に付随する 人感センサーのご案内

人感センサーから出る赤外線センサーが一定時間(24時間)動きを感知しないとき、市が委託する業者の受信センターへ自動通報が入り、折り返し電話にて状況確認をしていただけます。

必要に応じて、あらかじめ登録された緊急連絡先に連絡したり、委託業者の緊急要員が出動します。救急車や消防車へ出動を依頼する場合があります。

【対象となる方】

本市の緊急通報システム利用の方のうち、緊急連絡先の親族が遠方に在住しており、緊急時の対応に公共交通機関を利用して2時間以上を要する方で、次のいずれかの要件を満たす方が対象となります。(自宅の合鍵を市が委託する事業者に預託しますので、利用者及び緊急連絡先である親族の方が鍵の預託や返却について同意・確認いただく必要があります。)

- ・ひとり暮らしで心疾患、脳血管疾患等の持病があり、意識消失の恐れがある方
- ・どちらか一方が寝たきりの高齢者世帯

～ 人感センサーの内容 ～

人感センサーから出る赤外線センサーが24時間以上動きを感知しない場合、市の委託業者に通報が届きます。

自動通報から駆けつけ、救急車の手配等は下記のように行われます。



【手続きについて】

申請用紙は市役所高齢福祉室、各地域包括支援センターの窓口にあります。ご記入の上、申請して下さい。

市の職員が家庭訪問し、事業についてのご説明や聞き取り調査を行い、手続きをすすめます。郵送でも申請書類の送付や申請を受け付けています。

【費用について】

人感センサーを設置するには、生計中心者の所得税額に応じて、費用の自己負担が必要となる場合があります。【詳しくは下の表をご確認下さい。生計中心者の前年分所得税額（1月から6月までは前々年分の所得税額）をもとに負担額を決定します。】

生計中心者の前年分の 所得税額	自己負担額
生活保護受給者 非課税	0円
1円以上 40,000円以下	2,200円
40,001円以上 70,000円以下	16,300円
70,001円以上	22,000円

毎月の管理費用などの自己負担はありません。

事業内容や手続きにつきましては、吹田市役所高齢福祉室まで、
お気軽にお問い合わせください！

吹田市役所高齢福祉室

電話 06-6384-1360 FAX 06-6368-7348

吹田市泉町1-3-40

